

越谷市障害者等相談支援事業業務委託に係る質疑及び回答一覧

No	関連資料名	質疑内容	回答
1	実施要領 様式第4号	役員名簿についてですが、評議員は明記する必要がありますか。 また、他の法人、団体の兼務について、一般企業も含むという事によろしいでしょうか。もしくは福祉関係団体のみの記載でしょうか。	評議員についても明記してください。 また、他の法人・団体の兼務については、福祉関係団体以外の場合であっても記載してください。
2	実施要領 様式第12号	4. 見積明細ですが、フォーム中の項目欄が非常に少ないですが、追加して細かく記入する必要がありますか。追加した場合はA4用紙1枚には恐らく収まりません。もしくはフォームの範囲内である程度科目をまとめてしまってよろしいでしょうか。	見積書にあります「4見積明細」欄には記載例のとおり、名称（品名）と金額を記入してください。また、見積明細については、実施要領6ページにありますとおり、見積書とは別に任意の様式で提出してください。 なお、見積明細書は複数ページで作成していただいても構いません。
3	実施要領	プレゼンの際、職員3名まで参加が可能と言うのですが、質問の回答については代表者が回答するという形でよろしいでしょうか。	質問の回答は、参加職員のどなたが行っても構いません。
4	実施要領 仕様書	実施要項7ページ(3) 審査に関する留意点の①に「委託期間中の変更は認められません。」とあることに関して、法人の行う社会福祉事業（相談支援事業を含む）の実施にあたっての必要性（人材育成など）からの配置職員の異動は認められると考えますがどうか。	本件公募型プロポーザルにおいては、審査項目にありますとおり、配置職員の実務経験や資格についても評価対象としていることから、配置予定職員を特定する場合、委託期間中に事業者の都合で配置職員を変更することは認められません。
5	実施要領 仕様書	実施要項7ページ(3) 審査に関する留意点の①に「委託期間中の変更は認められません。」とあることに関して、仕様書6の「利用実施日及び時間」に関して、委託期間中の変更は認められると考えますがどうか。	仕様書6の「利用実施日及び時間」に関して、委託期間中の変更は認められません。 なお、北部地区においては、履行場所を北部市民会館としていることから、北部市民会館の開所日に合わせて事業を実施することとなります。
6	実施要領 仕様書	実施要項7ページ(3) 審査に関する留意点の①に「委託期間中の変更は認められません。」とあることに関して、仕様書7の「職員体制」に関して、相談員の常勤換算について2.4を下回らない範囲での委託期間中の変更は許されると考えますがどうか。	本件公募型プロポーザルにおいては、審査項目にありますとおり、配置職員の数（常勤換算）についても評価対象としていることから、相談員の常勤換算について2.4を下回らない範囲であっても、委託期間中の変更は認められません。